

原子力災害対策本部

現地対策本部長

経済産業大臣政務官

柳澤 光美 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

日ごろ、市勢伸展に向け、特段の御支援・御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本市は、去る3月11日に発生した東日本大震災により、市内各所で大地震・大津波による甚大な被害を受け、また、4月11日、12日の余震により、更にその被害が増大いたしました。

そういった中、福島第一原子力発電所事故における原子力災害は、物流や医療の停滞などをもたらし、その結果、被災された多くの市民に対する支援や、水道をはじめとする各種インフラの復旧に大きな影響を与えることとなり、また、本市の一部地区が屋内退避区域として設定されました。

その後、現在に至るまで、多くの市民が不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、心ならずも自主的に市外に避難し、家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が生じている例も少なくありません。

市民生活面ばかりでなく、農林水産業のほか、製造業や商業、観光産業等のあらゆる分野において風評被害が発生するなど、産業面においても、極めて深刻な影響が生じております。

このような中、私達「いわき市民」は、力を合わせ、懸命に、生活再建、そして「愛するふるさと」の再生に取り組んでまいりました。

去る9月には、本市の「復興ビジョン」を策定し、全ての市民と力を合わせ、「オールいわき」の体制で「安全で安心して住み続けられるまち」「活力に満ち溢れたまち」を創り上げていくこととしたところであり、10月には「復旧計画」も策定し、復旧への礎となるよう被災した公共施設や社会基盤等の早期復旧を目指すこととしたところであります。

今後とも、市民の皆様の安全・安心と最大限に確保しながら、震災前にも増して活力に満ち溢れたまちを創造できるよう全力で取り組んでまいり所存であります。

つきましては、こうした状況を御賢察の上、次の事項について特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力㈱の責任において一刻も早い収束を、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされており、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、別の場所に保管するなど、国及び東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じられるよう強く要望します。

また、11月1日、放射性キセノンが検出された際には、東京電力㈱から国、関係自治体等への情報伝達が遅延した結果、市民の不満と不安を招く事態となったことから、迅速かつ正確な情報伝達体制を予め確立するとともに、異常をいち早く検知できる計測機器類の設置や検知した場合の的確な応急対策など、様々な事象を想定しながら、確実な安全対策を講じられるよう強く要望します。

2 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の指定について

本市は、福島第一原子力発電所から北部の市境まで約25km、福島第二原子力発電所から同じく約15km、また、東海第二原子力発電所から南部の市境まで約45kmの距離に位置していることから、原子力発電所事故に備えて防災対策を重点的に充実する区域として検討されている半径30キロメートル圏内の「緊急防護措置準備区域（UPZ）」などの新たな区域の指定にあたりましては、本市を確実に指定いただくよう強くお願いします。

また、今回の事故を踏まえ、原子力施設から放射性物質などの異常な放出が発生した場合を想定し、避難等の安全対策をはじめ、安定ヨウ素剤の事前配付と保管可能な薬剤の開発など、有事の際に市民の健康・財産等を確実に防護するための迅速かつ効果的な措置が講じられるよう、原子力防災対策の充実強化を強く要望します。

3 放射性物質の除染の実施について

放射性物質による汚染の不安に耐えながらの生活を強いられている市民の不安解消のため、一刻も早い放射性物質の低減に向け、徹底したモニタリングと除染の取り組みが急務となっております。

そのため、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の推進にあたりましては、農地や森林等も含め、本市全域を「汚染状況重点調査地域」に指定し、国において、安全・確実な除染を行うための方法の確立や人材の確保、更には、除染に係る費用を全額負担するよう強く要望します。

また、除染により生じた廃棄物等の処理を速やかに実施するため、国として、中間貯蔵施設及び最終処分場の早期確保を図るとともに、その確保に至るまでの間の仮置き場の設置についても、国の責任において、市民に対する説明責任を果たすことや放射性物質が外部に漏洩しないような確実な安全基準の構築、更には仮置き場の確保の際の国有地の提供やその手続きの簡素化、費用負担など、全面的に御協力いただきますよう強く要望します。

4 市民の健康管理等について

放射性物質による内部被ばくの影響に対して、多くの市民が不安を感じており、本市といたしましても、福島県が行う「県民健康管理調査」と歩調を合わせながら、一刻も早く、各種検査や健康管理の体制整備に向けて、独自に取り組むことが急務となっております。

そのため、ホールボディカウンターやゲルマニウム半導体検出器をはじめとする各種機器等の配備や検査等に係る費用を国が全額負担するとともに、安全・確実な健康管理手法の確立や人材の確保などにつきましても、全面的に御協力いただきますよう強く要望します。

また、福島県が行う「県民健康管理調査」の「詳細調査」について、本市では避難区域等の住民と同等の検査が受けられない可能性があります。

このため、本市では市民の健康不安の解消を図る目的で、独自に健康診査を実施する考えであることから、その費用負担などについて、御協力いただきますよう要望します。

5 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について

事故発生後、物流や医療の提供が滞るといった疲弊した状況の中で、本市の市民や事業者は、生活の再建や事業の再開を余儀なくされ、現在においても、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。また、作付けの時期に屋内退避が継続され、作付けが不可能となった農業者については、十分な補償が受けられない状況となっております。

こうしたことから、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、更には、本市が本件事故に伴って実施する様々な事業についても確実に賠償対象となるよう、責任をもって対応していただきますよう強く要望します。

また、賠償が迅速に行われるよう申請書類の類型化や簡素化を図るとともに、本市の市民のみならず、本市に受け入れた双葉郡の町村を中心とした約2万人の被災者に対する円滑かつ確実な賠償が求められるよう、原子力損害の賠償に関する法律に基づき和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」及び損害賠償の相談を行う「原子力損害賠償支援機構」の相談窓口について、巡回の体制ではなく、早急に本市に常設いただくよう強く要望します。

6 風評の払拭について

風評を払拭するため、地域の安全性に係る正確かつ迅速な情報を積極的に発信するとともに、農林水産物などの第一次産品、加工品、工業製品等の放射線量の安全基準値の策定と公表、加えて、生産者、事業者、消費者等の求めに対応する放射線の検査体制の充実と、観光交流人口の拡大に向けた海水浴場や民間観光施設などにおけるモニタリング体制の充実・強化を図り、国の責任において、安全・安心であることを証明されるよう強く要望します。

また、本市の農林水産物等の安全性を広く発信するため、国等の施設において、積極的に消費いただくとともに、原子力安全に関する国際会議を被災地である本市において開催するなど、幅広く風評被害対策を進めていただくよう強く要望します。

7 災害がれき等の対応について

放射性物質に汚染された災害がれき等の処理基準については、国民の理解を得るための十分な説明を国の責任によりなされる必要があります、特に、放射性物質の安全基準の根拠などをより具体的に示していただき、放射線被ばくに対する国民の不安を払拭するよう強く要望します。

また、一時保管している8,000ベクレル/kg超の焼却灰や放射性物質に汚染された災害がれき等については、国が仮置き場や中間貯蔵施設を早期に確保し、搬入・処分できるようにするとともに、一時保管に必要な費用については、所要の財政支援を強く要望します。

なお、災害がれき等の処理を円滑に進めるため、安定型最終処分場の使用についても、弾力的な取り扱いを可能とするよう強く要望します。

8 国等の関係機関の設置について

平成24年4月の設置を目指し、現在、準備が進められている「原子力安全庁（仮称）」をはじめ、最先端の放射線医療に係る研究・医療機関など、前例のない複合災害からの再生モデルを世界に示す観点から、原子力発電所立地地域に近く、これら施設の機能が最も効果的に発揮される本市への設置について要望します。